$E_{令5}$＝0.00285

F_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第6号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{25}＝0.01762

G_{26}＝0.017

G_{27}＝0.016

G_{28}＝0.0162

G_{29}＝0.0163

G_{30}＝0.01637

$G_{令元}$＝0.01282

$G_{令2}$＝0.01291

$G_{令3}$＝0.00086

$G_{令4}$＝0.00207

$G_{令5}$＝0.00285

算式ＸＶ

$$\frac{\sum_{n=令5}^{令5}(B_n \times C_n)}{553\text{円} \times A}$$

算式ＸＶの符号

A　測定単位の数値

B_n　地域公共交通再構築事業（鉄道再構築事業）に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

$C_{令5}$＝0.00428

算式ＸＶＩ

$$\frac{\sum_{n=24}^{令5}(B_n \times C_n)}{553\text{円} \times A}$$

算式ＸＶＩの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一

F_n　鉄道施設の整備に要する経費について旧過疎地域自立促進特別措置法第12条第1項第6号に規定する事業者に対し補助する財源又は同号に規定する事業の用に供する鉄道施設の整備に要する経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

G_{25}＝0.018

G_{26}＝0.017

G_{27}＝0.017

G_{28}＝0.0163

G_{29}＝0.0163

G_{30}＝0.01299

$G_{令元}$＝0.01283

$G_{令2}$＝0.00064

$G_{令3}$＝0.00086

$G_{令4}$＝0.00207

算式ＸＶ

$$\frac{\sum_{n=24}^{令4}(B_n \times C_n)}{543\text{円} \times A}$$

算式ＸＶの符号

A　測定単位の数値

B_n　被災施設復旧関連事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た一般単独（一